

# コーポレート・ガバナンス

ガバナンス態勢及びコンプライアンス態勢の強化は当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、態勢整備につとめており、2022年4月には東京証券取引所「プライム市場」に上場いたしました。

## ▶ガバナンス態勢及びコンプライアンス態勢強化への取組み

当行はガバナンス態勢強化のため、社外取締役が委員の過半数、かつ委員長を務める、取締役会の諮問機関「指名・報酬等ガバナンス協議会」を設置しております。同協議会は、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の実効性評価に関する事項、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしております。

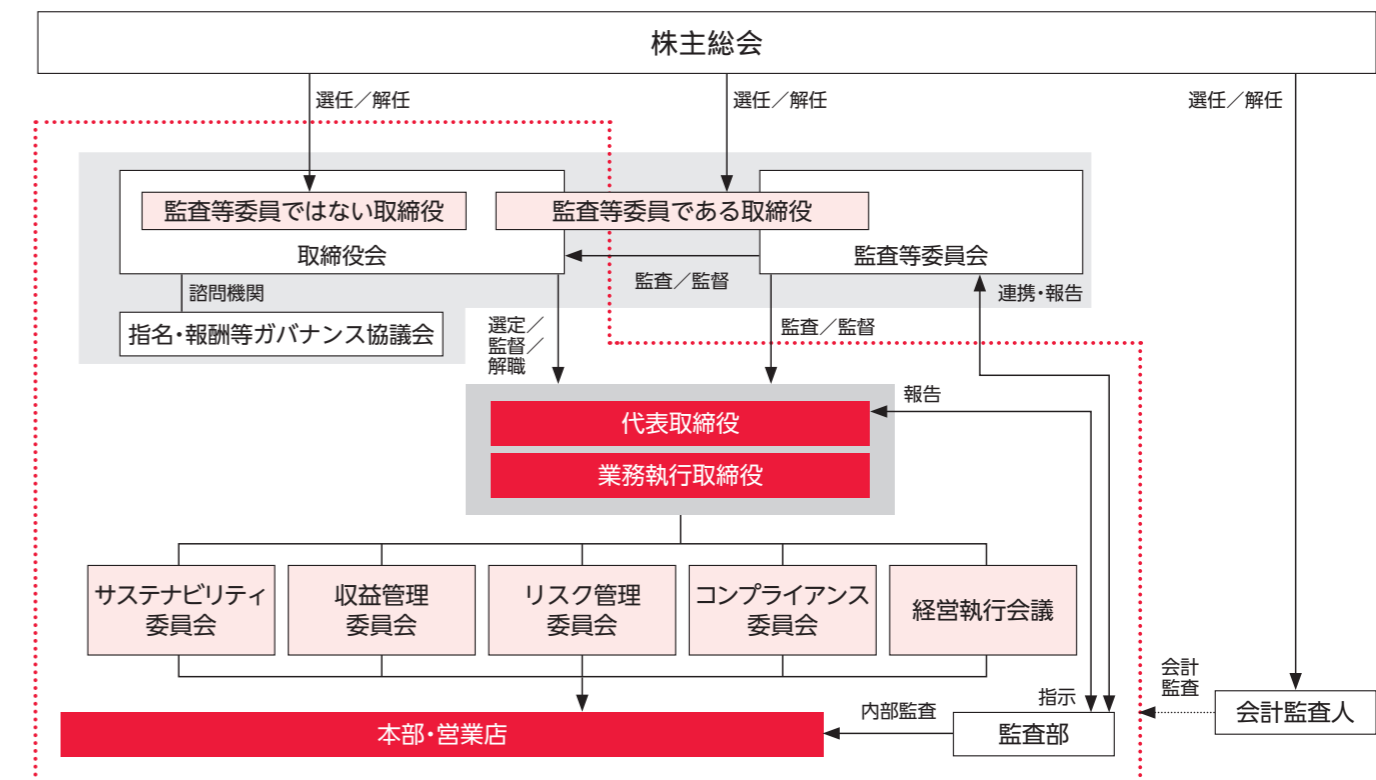
また、コンプライアンス態勢の強化を目的に、コンプライアンス全般を一元的に統括管理する最高責任者として「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」を設置しております。CCOはコンプライアンスに関する事案の調査を行い、結果を取締役会へ報告するほか、各部の施策や事案対応等にコンプライアンスの観点から問題があると認められる場合は速やかな改善及び対応を指示します。

### ガバナンス強化に向けた取組実績

	2013年以前	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年～
監督・監査の強化		社外取締役1名選任	2名に増員	4名に増員	5名に増員 (社外取締役を1/3以上に)				
			女性社外取締役1名選任			複数名選任			
				監査等委員会設置会社に移行					
				「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制改定					
				ガバナンス協議会の設置(委員の過半数が社外取締役)	指名・報酬等ガバナンス協議会の設置 (社外取締役を委員長に)				
役員報酬制度の変更		ストックオプション制度の導入							
		役員退職慰労金の廃止							
			固定報酬と変動報酬の構成比見直し						
その他		執行役員制度の導入							
				業務執行に関する取締役会の決定権限の一部を経営執行会議等に委任					
					重要な業務執行に関する取締役会の決定権限の一部を代表取締役頭取に委任				
				取締役会議案書の事前配布早期化					
				取締役会の自己評価実施及び課題の改善			第三者評価の導入		
								フリートークセッションの開始	

## ▶コーポレート・ガバナンス体制(2022年7月1日現在)

機関設計の形態	取締役の人数	(独立)社外取締役の人数	取締役の任期	執行役員制度の採用	会計監査人
監査等委員会設置会社	15名 (うち監査等委員7名)	5名	1年 (監査等委員は2年)	有	EY新日本有限責任監査法人



概要	
取締役会	取締役会は、取締役15名(うち社外取締役5名)で構成し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役の業務執行を監督しております。
監査等委員会	監査等委員会は、監査等委員である取締役7名(うち社外取締役5名)で構成し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。
経営執行会議及び各委員会	経営執行会議は、常務執行役員以上で構成し、業務執行に係る重要な事項の協議決定機関として、定期的または随時開催しております。「サステナビリティ委員会」、「収益管理委員会」、「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置し、専門的な事項について協議決定を行う体制としております。
指名・報酬等ガバナンス協議会(任意の委員会)	指名・報酬等ガバナンス協議会は、互選により選出された社外取締役を委員長とし、頭取、監査等委員会の委員長及び社外取締役を構成員として原則として年2回以上開催(2021年度は9回開催)しております。取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、及びその他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしております。
執行役員制度	経営に関する意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員19名(うち取締役兼務6名)が業務執行にあたることで、機動的な意思決定とスピード感ある企業経営をめざしております。
監査部	業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部門である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会・監査等委員会等に報告しております。
会計監査人	当行の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人です。監査人として独立した立場から適正な監査を実施しております。